

様式第二（第3条関係）

生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の変更協議書

令和3年6月1日

九州経済産業局長 米田 健三 殿

串間市長 島 田 俊 光

平成30年6月21日付けで同意を受けた導入促進基本計画について、下記について別紙のとおり変更したいので、生産性向上特別措置法第38条第1項の規定に基づき協議します。

記

1 変更事項

導入促進基本計画の以下の事項

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

2 変更事項の内容

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例措置が2年間延長されたことを踏まえ、導入促進基本計画の期間を、「国の同意を得た日から3年間とする。」から「国の同意を得た日から5年間とする。」に変更する。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・雇用創出を図るために先端設備等導入計画期間内において市内に従業員が従事する事業所を有することを追加する。
- ・太陽光発電設備において自家消費用の発電設備のみを対象とすることを追加する。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の国勢調査による平成 27(2015)年現在の総人口は 18,779 人であり、30 年前の昭和 60(1985)年の人口と比較すると、9,549 人(33.7%)減少している。

また、本市の年齢 3 区分別人口の推移を見ると、平成 27(2015)年の年少人口(0～14 歳)は 2,104 人(全体の 11.2%)、生産年齢人口(15～64 歳)は 9,197 人(49%)、老年人口(65 歳以上)は 7,201 人(38.3%)と一貫して総人口が減少しており、年少人口(0～14 歳)、生産年齢人口(15～64 歳)の減少、老年人口(65 歳以上)が横ばいで推移する、「第 2 段階」の人口減少段階にあるものと考えられる。

市内の産業構造及び中小企業者の実態について、市内総生産の各産業の割合は、平成 26 年度の生産額ベースで、第一次産業 12.7%、第二次産業 16.4%、第三次産業 70.9%となっている。

第一次産業は、特に農業において米、肉用牛、甘藷、きゅうり、マンゴー、きんかん等が多く生産されている。また、第二次産業において、建設業では公共工事によるウェイトを占める割合が多く、また製造業についても中小企業者の多くが社会的経済情勢に大きく左右されている。第三次産業では、卸売・小売業の割合が最も高いが、郊外型量販店の進出、市外等への購買力の流失が続いており、あわせて消費人口の減少により、小規模商業者に一段と厳しい状況となっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内でも設備投資が活発な自治体の 1 つとなり、さらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定事業者の労働生産性について、年平均 3%以上向上することを目標とする

2 先端設備等の種類

串間市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、中心市街地をはじめ各地域において広範囲に立地している。

これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、串間市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

串間市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、本計画が国の同意を得た日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・先端設備等の導入により雇用人員が削減されない計画であること
- ・租税に未納がない事業者等であること
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその構成員の利益につながる活動を行う事業者等でないこと

- ・市内産業振興を通じて、雇用及びにぎわいの創出に繋げていくために、先端設備等導入計画期間内において、市内に従業員が従事する事業所を有すること。
- ・近年、売電を目的とする太陽光発電設備の設置が増加していることに伴い、本市における重要な観光資源である自然環境や景観が損なわれることが懸念されている。このため、本市においては太陽光発電設備のうち「自己の工場や事務所などの敷地内に設置し、かつ、その発電電力を直接、自社の商品の生産若しくは販売又は役務の提供に供するために自ら消費するもの」のみを対象とする。